



2021年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社マネジメントソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 高橋 信也
(コード番号：7033 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 福島 潤一
(TEL. 03-5413-8808)

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度） の導入に関するお知らせ

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を、2022年1月28日開催予定の第17回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）（以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、当社普通株式を割当てるための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の金銭報酬額は2018年1月30日開催の第13回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

また、2020年1月30日開催の第15回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額を年額1億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会ではこれらの報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、各対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その上限額の範囲内に、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の対象期間は、2022年10月期から2025年10月期までの4事業年度とします。）中の業績の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は評価指標の達成度等に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、①対象取締役の役位毎に設定した株式数に、②任意の指名報酬委員会を経て当社取締役会で決定した業績の数値目標の達成度、及び③役務提供期間比率を乗じて各対象取締役に交付する当社普通株式数を決定いたします。

当社は、かかる当社普通株式の数に応じて各対象取締役に金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。
以上の株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

【算定式】

最終交付株式数 = 基準交付株式数 (①) × 業績目標達成度 (②) × 役務提供期間比率 (③)

- ①「基準交付株式数」は、対象取締役の役位に応じて任意の指名報酬委員会を経て当社取締役会において決定します。
- ②「業績目標達成度」は、評価期間の各事業年度における当社の取締役会で定める評価指標の達成割合に応じて、0%から100%までの範囲で任意の指名報酬委員会を経て当社取締役会において決定します。
- ③「役務提供期間比率」は、在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は合計5万株以内とします。また、支給する金銭報酬債権の額は合計1.5億円以内といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

4. 執行役員に対する本制度の適用

本株主総会において、本制度の導入について承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記と同様の制度を適用する予定です。

以 上